

議案第 4 1 号

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例の制定について

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例を別紙のよ
うに制定する。

令和 2 年 6 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

羽曳野市手数料条例（昭和 31 年羽曳野市条例第 30 号）に規定する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）に係る手数料について、事業者等の利便性を勘案し、手数料の対象となる事務並びにその単位及び金額を体系的かつ個別的に定めるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る事務手数料条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 227 条の規定により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号。以下「法」という。)に係る事務の手数料を徴収することに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の金額等)

第 2 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による認定の申請(以下この号において「認定の申請」という。)をしようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分			金額	
	認定の申請	床面積の合計	住宅		
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 11 年法律第 81 号)第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関が法第 6 条第 1 項各号(第 3 号を除く。)に掲げる	200 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	9,500 円	認定の申請が共同住宅等に係るものである場合この表に掲げる金額を当該共同住宅等の認定対象住戸(同時に認定の申請をする場合に限る。)全ての数で除し
			増改築基準が適用される住宅	13,200 円	
		200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	17,400 円	

基準に適合すると認められた住宅に係るもの	トル以下のもの	増改築基準が適用される住宅	24,600円	て得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを100円に切り上げた額)。ただし、その額が1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、2,000円)に満たない場合は、その手数料の額は、1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、2,000円)とする。
	500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	30,100円	
		増改築基準が適用される住宅	42,500円	
	1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	47,900円	
		増改築基準が適用される住宅	63,600円	
	3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	89,200円	
		増改築基準が適用される住宅	117,900円	
	5,000平方メートルを超え10,000平方メートル	新築基準が適用される住宅	155,300円	
		増改築基準	203,400円	

		以下のもの	準が適用される住宅		
		10,000平方メートルを超えるもの	新築基準が適用される住宅	269,700円	
			増改築基準が適用される住宅	343,100円	
2	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書が交付された一戸建ての住宅に係るもの	200平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	22,200円	
		200平方メートルを超えるもの		35,200円	
3	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書が交付された共同住宅等に係るもの	500平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	67,300円	この表に掲げる金額を当該共同住宅等の認定対象住戸（同時に認定の申請をする場合に限る。）全ての数で除して得た額（その額に100円未満の端数がある場合は、これを100
		500平方メートルを超える千平方メートル以下のもの		107,900円	
		1,000平方メートルを超え3,000平方		205,200円	

		メートル以下のもの			円に切り上げた額)。ただし、その額が 5,500 円に満たない場合は、その手数料の額は、5,500 円とする。
		3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの		353,300 円	
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの		550,300 円	
		10,000 平方メートルを超えるもの		1,007,400 円	
4	その他の住宅に係るもの	200 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	68,800 円	認定の申請が共同住宅等に係るものである場合この表に掲げる金額を当該共同住宅等の認定対象住戸（同時に認定の申請をする場合に限る。）全ての数で除して得た額（その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを 100
			増改築基準が適用される住宅	106,700 円	
		200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	新築基準が適用される住宅	122,400 円	
			増改築基準が適用される住宅	190,000 円	

500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下 のもの	新築基準 が適用さ れる住宅	195,900 円	円に切り上げた額)。ただし、その額が 12,000 円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、18,300 円)に満たない場合は、その手数料の額は、12,000 円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあつては、18,300 円)とする。
	増改築基準が適用される住宅	303,600 円	
1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以下 のもの	新築基準が適用される住宅	388,500 円	
	増改築基準が適用される住宅	599,800 円	
3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下 のもの	新築基準が適用される住宅	696,500 円	
	増改築基準が適用される住宅	1,074,100 円	
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下 のもの	新築基準が適用される住宅	1,199,300 円	
	増改築基準が適用される住宅	1,847,100 円	
10,000 平方	新築基準	2,223,500 円	

		メートルを 超えるもの	が適用さ れる住宅	
			増改築基 準が適用 される住 宅	3,419,400円

備考

- 1 この表中の用語の意義は、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号。以下この号において「告示」という。)における用語の意義によるものとする。
 - 2 備考1の規定にかかわらず、「床面積の合計」とは、認定の申請に係る認定対象建築物(告示第2の5に規定する認定対象建築物をいう。)の床面積の合計をいう。
 - 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に定めるところによる。
- (2) 法第6条第2項(法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者 前号の金額(法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出については、第5号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	床面積の合計	確認の申請書	
1	100平方メートル以下のもの	磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下この条において「磁気ディスク等」という。)	31,000円
		書類又は図書のみ	33,000円
2	100平方メートルを超	磁気ディスク等	42,000円

	え 200 平方メートル以下のもの	書類又は図書のみ	44,000 円
3	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	58,000 円
		書類又は図書のみ	60,000 円
4	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	85,000 円
		書類又は図書のみ	87,000 円
5	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	114,000 円
		書類又は図書のみ	116,000 円
6	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	273,000 円
		書類又は図書のみ	275,000 円
7	10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のもの	磁気ディスク等	468,000 円
		書類又は図書のみ	470,000 円
8	50,000 平方メートルを超えるもの	磁気ディスク等	728,000 円
		書類又は図書のみ	730,000 円

備考

1 「床面積の合計」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 86 条の 8 第 1 項の規定による認定(同条第 3 項の認定を含む。))に係る建築物(同法第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。))にあつては、当該各号に定める面積に 0.5 を乗じて得た面積)をいう。

(1) 建築物の建築(建築基準法第 2 条第 13 号に規定する建築をいう。以下この条において同じ。)をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該建築に係る部分の床面積の合計

(2) 建築物の増築をする場合(増築後に既存の建築物と当該増築に係る部分が 1 の建築物となる場合に限る。) 当該増築に係る部分の床面積の合計に、

当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積の合計とする。

ア 既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に、建築基準法第 6 条第 1 項の確認済証の交付又は同法第 18 条第 3 項の規定による確認済証の交付(以下この条において「確認済証の交付」という。)があった場合

イ 住宅(長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。)のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、当該増築に係る部分の床面積の合計が、当該増築に係る部分以外の部分の床面積の合計の 20 分の 1 以下であり、かつ、50 平方メートル以下であるもので、当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が增大しないものである場合(アに掲げる場合を除く。)

(3) 大規模の修繕(建築基準法第 2 条第 14 号に規定する大規模の修繕をいう。以下この号において同じ。)又は大規模の模様替(同法第 2 条第 15 号に規定する大規模の模様替をいう。以下この号において同じ。)をする場合 当該大規模の修繕又は大規模の模様替(以下この条において「大規模の修繕等」という。)に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積に、当該大規模の修繕等に係る部分以外の部分の床面積の合計に 0.1 を乗じて得た面積を加えた面積。ただし、既存の建築物について、平成 12 年 6 月 1 日以後に確認済証の交付があった場合は、当該大規模の修繕等に係る部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積とする。

(4) 確認済証の交付があった建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合 当該計画を変更する部分の床面積(羽曳野市建築基準法施行条例(平成 15 年羽曳野市条例第 34 号)別表附表 1 の備考 1 第 4 号の別に規則で定めるところにより算定したものに限り)の合計に 0.5 を乗じて得た面積

2 「確認の申請書」とは、建築基準法第 6 条第 1 項の確認の申請書をいう。

3 前号の表の備考 3 の規定は、この表についても適用する。

(3) 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(当該申出に係る建築物について構造計算適合性判定(建築基準法第 6 条の 3 第 1 項の構造計算適合性判定をいう。以下この号において同じ。)に準じた審査が

必要なものに限る。) (当該申出をするときに同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面又はその写しの提出がない場合に限る。)をしようとする者 前 2 号の金額(法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定による申出については、前号及び第 5 号の金額)のほか、構造計算適合性判定に準じた審査が行われる 1 の建築物ごと(建築基準法第 20 条第 2 項に規定する建築物の部分にあつては、当該建築物の部分ごと)に次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に 3,300 円を加えた金額

項	区分		金額
	床面積の合計	構造計算の方法	
1	200 平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	97,600 円
		大臣認定プログラム以外の方法	128,900 円
2	200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	110,200 円
		大臣認定プログラム以外の方法	154,000 円
3	500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	122,800 円
		大臣認定プログラム以外の方法	179,100 円
4	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	135,300 円
		大臣認定プログラム以外の方法	204,300 円
5	2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム	153,600 円
		大臣認定プログラム以外の方法	244,100 円
6	10,000 平方メートルを	大臣認定プログラム	193,600 円

	超え 50,000 平方メートル以下のもの	大臣認定プログラム以外の方法	324,200 円
7	50,000 平方メートルを超えるもの	大臣認定プログラム	327,400 円
		大臣認定プログラム以外の方法	595,500 円

備考

- 1 「床面積の合計」とは、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計をいう。ただし、建築基準法第 6 条の 3 第 7 項に規定する適合判定通知書又は同法第 18 条の 2 第 1 項の規定により大阪府知事が構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関(当該指定構造計算適合性判定機関がない場合にあつては、大阪府知事)が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するものであると判定された旨が記載された書面の交付があつた建築物の計画を変更して建築物の建築をし、又は大規模の修繕等をする場合については、構造計算適合性判定に準じた審査に係る建築物の床面積の合計(床面積の合計の増加する部分がある場合にあつては、当該増加に係る部分の床面積の合計に 2 を乗じて得た面積に、当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計を加えた面積)に 0.5 を乗じて得た面積とする。
 - 2 「構造計算」とは、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算をいう。
 - 3 「大臣認定プログラム」とは、建築基準法第 20 条第 1 項第 2 号イに規定するプログラム又は同項第 3 号イに規定するプログラムをいう。
 - 4 第 1 号の表の備考 3 の規定は、この表についても適用する。
- (4) 法第 6 条第 2 項(法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出(建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分を含むものに限る。)をしようとする者 第 1 号(法第 8 条第 2 項において準用する法第 6 条第 2 項の規定による申出については、第 5 号)、第 2 号及び前号の金額のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	申出に係る昇降機の内容	確認の申請書	
1	昇降機(小荷物専用昇降機を除く。以	磁気ディスク等	19,000 円

	下この表において同じ。)を設置する場合(2の項に規定する場合を除く。)	書類又は図書のみ	21,000円
2	確認済証の交付があった昇降機の計画を変更して昇降機を設置する場合	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	11,000円 13,000円
3	小荷物専用昇降機を設置する場合(4の項に規定する場合を除く。)	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	9,000円 11,000円
4	確認済証の交付があった小荷物専用昇降機の計画を変更して小荷物専用昇降機を設置する場合	磁気ディスク等 書類又は図書のみ	7,000円 9,000円

備考

- 1 「小荷物専用昇降機」とは、建築基準法施行令第129条の3第1項第3号に規定する小荷物専用昇降機をいう。
 - 2 金額の欄に定める金額は、1の昇降機又は小荷物専用昇降機ごとの額とする。
 - 3 第2号の表の備考2の規定は、この表についても適用する。
- (5) 法第8条第1項の変更の認定(以下この条において「変更の認定」という。)を申請しようとする者(次号に掲げる者を除く。) 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分		金額
	変更の認定の申請	住宅	
1	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が法第6条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる基準に適合していると認められた住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅 増改築基準が適用される住宅	1,600円 2,300円
	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条	新築基準が適用される住宅	5,500円

	第 1 項の設計住宅性能評価書(当該変更の認定に係るものに限る。)が交付された住宅に係るもの			
3	その他の住宅に係るもの	新築基準が適用される住宅	12,000 円	法第 5 条第 4 項第 4 号から第 6 号までに掲げる事項のみの変更については、2,200 円(変更の認定の申請が共同住宅等に係るものである場合は、2,200 円を当該共同住宅等の認定対象住戸(同時に変更の認定の申請をする場合に限る。)全ての数で除して得た額(その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを 100 円に切り上げた額)。ただし、その額が 100 円に満たない場合は、その手数料の額は、100 円とする。)
		増改築基準が適用される住宅	18,600 円	

備考 第 1 号の表の備考 1 の規定は、この表についても適用する。

- (6) 法第 9 条第 1 項の規定により法第 8 条第 1 項の変更の認定を受けようとする者
1,500 円
- (7) 法第 10 条の承認を受けようとする者 1,500 円
- (8) 法第 5 条第 1 項から第 3 項までの認定、法第 8 条第 1 項の変更の認定又は法第 10 条の承認を受けた者で、当該認定又は承認を受けている者であることの証明を

受けようとするもの 1通につき 2,000 円

(徴収の時期等)

第 3 条 手数料は、前条各号に規定する事務の請求等があった際に徴収する。

(還付)

第 4 条 納付された手数料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(減免)

第 5 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(過料)

第 6 条 詐欺その他不正行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 50,000 円を超えないときは、50,000 円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。